

奈良県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、外川土地改良区の清算人が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年六月二十七日

奈良県知事 山下 真

退任清算人の氏名及び住所

山野 弘

大和郡山市外川町三五八一